

### 3 割弱の事業所が厚生年金に 半分弱の若者、国民年金未加入

(週刊ダイヤモンド「データフォーカス」欄、2006年12月9日号)

2006年の9月、総務省行政評価局は『厚生年金保険に関する行政評価・監視結果報告書』を発表した。

それによると04年度において厚生年金が適用されていなかった事業所数が約63万4000～69万5000ヶ所あったことが判明した(図1参照)。

本来、厚生年金の適用をうけるべき事業所数は226万～233万ヶ所あるはずであったが、その27.9～30.0%が適用漏れとなっていたというのだ。

さらに本来、厚生年金に加入すべきであったが、04年度には未加入であった給与所得者が267万3000人もいた。本来加入すべき人々(3516万人)の7.6%が適用漏れになっていたことになる。

社会保険庁は、適用漏れの事業所数および給与所得者数を推計することは非常に困難であるとして、これまで推計をしてこなかった。

今回、総務省がその推計を試み、企業の年金ばなれが静かに深く進行している実態を明らかにしたことは大いに評価されてよい。

他方、若者の年金ばなれも、ほとんど改善していない。国民年金の保険料滞納率は、保険料徴収業務が地方自治体から社会保険庁に移った02年度に37.2%を記録した。05年度の滞納率も32.9%と依然として高水準にある(図2参照)。

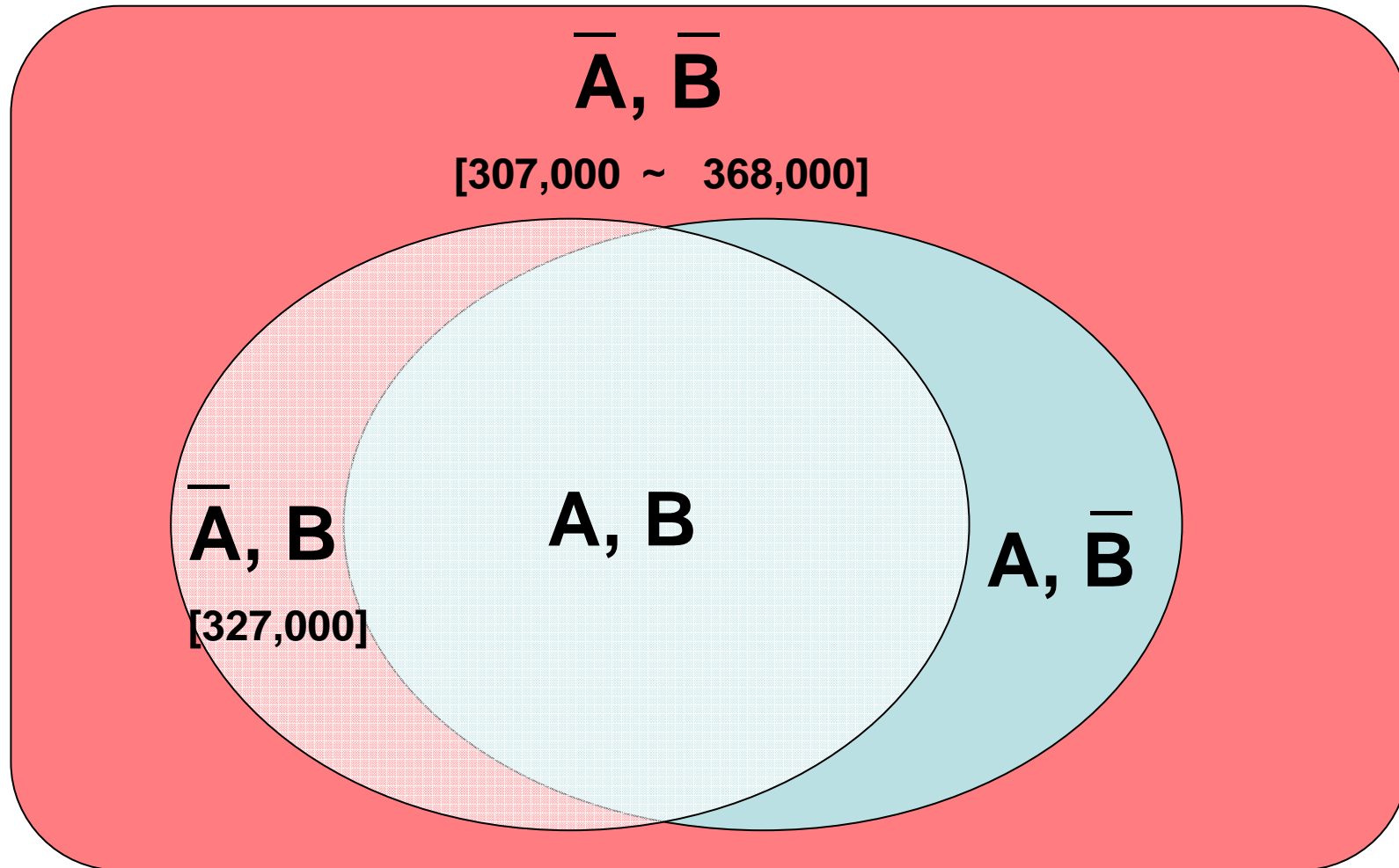
20歳代や30歳代のみに着目すると、国民年金の滞納率は05年度においても50%弱を記録している。若者の年金ばなれは依然として深刻である。

企業や若者の年金ばなれは、なぜここまで進んでしまったのか。企業(事業主)の年金保険料負担は人件費の一部であり、すでに企業経営を圧迫する一大要因となっている。

年金保険料の定期的引き上げが法定化されているので、企業は自衛策を講じざるを得ない。企業の年金ばなれは今後とも改善しないおそれが強い。

他方、若者の年金ばなれを食い止めるためには、彼らの年金制度への加入意欲を高める必要がある。そのためには、「みなし掛金建て」に制度を変更し、納めた保険料は老後に必ず返ってくるということを強調したらどうか。

図1 厚生年金および雇用保険への加入実態:2004年度



A: 厚生年金加入      B: 雇用保険加入

$\bar{A}$ : 厚生年金未加入     $\bar{B}$ : 雇用保険未加入

[ ]内の数字は事業所数

# 図2 国民年金保険料の滞納率

